

## 令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人国東半島おいしいものづくり俱楽部

### 1 事業実施の方針

国内外の社会経済情勢ですが、ウクライナ戦争やイスラエル戦争、各国の政権交代とりわけアメリカの令和7年1月からのトランプ政権における関税の新政策などで先が見通せない混沌とした厳しい情勢となっています。

一方、昨年、国の農業・農村の基本法である「食料・農業・農村基本法」が6月に改正、大分県でも今後10年間の県政の指針となる大分県長期総合計画が9月に策定され時代は大きく変化してきています。

こうした中、本俱楽部は、「いのち」を育む食をつくりだす農業を踏まえ、しっかり足が地に付いた農山村地域振興を基本に現場での活動を行い、昨年度は新たに全国農林水産物直売サミットの開催協力や大分県農林水産物直売所ネットワーク組織活動支援を行いました。しかしながら、人口減少社会における農業・農村を取り巻く環境は高齢化と担い手不足で一層厳しさを増しています。

このようなことから、国東半島東部地域を中心に取り組んできた地域産農林産物等のブランド化、消費地と生産地との相互理解と地域の人材育成、首都圏での消費宣伝活動及び消費地の少年スポーツクラブ活動の取組を国東半島西部地域にも広げ、活動の継続を図っていきます。

なお、本俱楽部がNPO法人となって6年目であり、首都圏で消費宣伝の拠点となっているフラッグショップの有り様をはじめ今後の活動について、日頃から連携している関係機関と相談し、検討します。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
農林産物等のブランド化事業	首都圏での農林産物評価とPR活動によるブランド化	令和7年7月 首都圏玉川田園調布 10人	国東半島地域 20人 消費地 100人	1,017
	豊後高田市内直売所からのブランド情報発信	令和7年7月 ～12月 豊後高田市 10人	豊後高田市・ 県内外 20人	200
人材育成事業	世田谷区奥沢・玉川田園調布地域での生産地PR	令和7年7月・11月 玉川田園調布・奥沢 2人	奥沢・玉川田園 調布 10人	40

消費地と生産地との交流事業	首都圏地域少年スポーツクラブとの地域間交流	令和7年11月 首都圏玉川田園調布 10人	豊後高田市 ・玉川田園調布 100人	50
---------------	-----------------------	-----------------------------	--------------------------	----

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別紙として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。